

## 組織規程

2018年9月25日  
MF第2018000005号

### 第1章 総則

第1条 一般財団法人みらい財団（以下「財団」という。）の組織、所掌事務及び職制に関する事項は、財団の定款に定めるもののほか、この規程による。

### 第2章 組織及び所掌事務

#### （組織）

第2条 事務局に、次の部、室及び委員会を置く。

- (1) 管理・企画部
- (2) 資金・支援部
- (3) 評価・研究部
- (4) 監査室
- (5) 資金分配団体審査委員会
- (6) コンプライアンス委員会

第3条 管理・企画部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 評議員会、理事会、監事監査の庶務に関すること。
- (2) 定款その他諸規程に関すること。
- (3) 登記、諸願及び諸届に関すること。
- (4) 法人印の管守に関すること。
- (5) 文書の接受、発送及び保存に関すること。
- (6) 機密に関すること。
- (7) 人事及び労務に関すること。
- (8) 福利厚生に関すること。
- (9) 職員の研修に関すること。
- (10) 法人文書の開示及び公表並びに個人情報保護に関すること。
- (11) 役員の秘書に関すること。
- (12) 財団の業務に関する情報システムの統括、運営及び管理に関する事項（ただし、第8条第1項第2号による情報管理に関する事項を除く。）
- (13) 前号に連する調査研究事業に関する事項。
- (14) 決算に関する事項。
- (15) 物品の出納及び保管に関する事項。
- (16) 固定資産の取得、管理及び処分に関する事項。
- (17) 税務に関する事項。

- (18) 収入及び支出に関すること。
- (19) 休眠預金等交付金の受入れに関すること。
- (20) 金銭及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- (21) 予算の作成及び管理に関すること。
- (22) 資金計画の策定並びに資金の調達及び運用に関すること。
- (23) 契約に関すること。
- (24) 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動に係るメディア対応、ウェブサイトの運営及び管理その他広報に関するこ（ただし、他の部署の所掌とするものを除く）。
- (25) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (26) 事業に関する総合的な戦略、方針及び施策の企画及び立案に関するこ。
- (27) 新規事業、重要な事業及び部署横断型の事業の実施及び総合調整に関するこ。
- (28) 財団が行う事業の統括管理に関するこ。
- (29) 利益相反の防止や不正の防止及びその早期発見に関するこ。
- (30) 情報管理に関する施策の策定及び実施に関するこ。
- (31) 財団のリスク管理及びコンプライアンス推進の総括に関するこ。
- (32) 内部通報制度及び公益通報者保護に関するこ。
- (33) 前各号に掲げるもののほか、他の部の所掌に属さない事務に関するこ。

#### 第4条 資金・支援部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 民間公益活動を行う団体に対し助成等を行う団体（以下「資金分配団体」という。）に対する助成等の実施に必要な資金について助成又は貸付けに係る公募、審査、採択及び管理に関するこ。
- (2) 民間公益活動を行う団体に対する民間公益活動の実施に必要な資金の貸付けに係る公募、審査、採択及び管理に関するこ。
- (3) 民間公益活動の促進に関する調査及び研究のうち、前2号に関するこ。
- (4) 民間公益活動の促進に関する調査及び研究のうち、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体への経営に関する研修、助言等に関するこ。

#### 第5条 評価・研究部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 民間公益活動の促進に関する調査及び研究のうち、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の評価に関するこ。
- (2) 民間公益活動の促進に関する調査及び研究のうち、民間公益活動に関する知識の収集、蓄積、分析及びそれらの公開に関するこ。

#### 第6条 監査室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 助成業務規程及び貸付業務規程に基づく監査に関するこ。

#### 第7条 資金分配団体審査委員会は、次の事項に関する助言を中立の第三者から得ることを目的に設置する。

- (1) 資金分配団体の選定に関するこ。

第8条 コンプライアンス委員会は、次の事項に関する助言を中立の第三者から得ることを目的に設置する。

- (1) 財団、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の運営及び事業の実施において利益相反の防止や不正の防止及びそれらの早期発見に関すること。
- (2) 情報管理に関する施策の策定及び実施に関すること。
- (3) 倫理規程の遵守状況の監視に関すること。

第9条 事務局の部には、定められた分掌事務に従い、事務の一部を分掌させるため、必要に応じてチームを設置する。

2 部長は、必要なチームを組成し、その構成員を指名することができる。

3 チームの名称、分掌事務、設置日、その他必要な事項については、理事会の決議を受けて定める。

第10条 部及び室の所掌する事務に関する助言を中立の第三者から得るため、理事長は委員会を設置することができる。

2 委員会の名称、設置目的、その他必要な事項については、理事会の決議を受けて定める。

### 第3章 職制

第11条 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。

2 部及び部に組成するチームにそれぞれ部長及びチーム長を置くほか、チーム内に主任を置くことができる。

第12条 事務局長は理事長の命を受け、事務局を統括し、事務局次長はこれを補佐する。

第13条 部長は、事務局長の命を受け、その担当する部の所掌事務を統括する。

第14条 チーム長は、部長の命を受け、その担当するチームの所掌事務を統括する。

第15条 主任はチーム長の命を受け、担当する所掌事務を統括するとともに、その所掌事務を円滑に遂行する。

第16条 その他事務局職員の職制及び資格等級区分については、理事長が別に定める。

### 第4章 雜則

第17条 事務局に嘱託及び臨時雇用員を置くことができる。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の決議を得て行う。

**附則**

この規程は、2018年10月1日に施行する。